官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔詔　書〕
○令和七年七月二十日に参議院議員の通常選挙を施行することを公示する詔書　二
〔省　令〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働七三）　二
〔その他告示〕
○令和七年七月二十日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における選挙長及びその職務代理者を選任した件（中央選挙管理会一二）　二
○令和七年七月二十日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額に関する件（同一三）　二
○令和七年七月二十日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における各参議院名簿届出政党等の政見放送の日時を定めるくじを行う日時等に関する件（同一四）　二
○感染性廃棄物管理改善計画のための贈与に関する取極の修正に関する日本国政府とパレスチナ解放機構との間の書簡の交換に関する件（外務二五五）　二
○アフガニスタン・イスラム共和国における帰還民及び国内避難民受入れ地域における生計向上計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合難民高等弁務官事務所との間の書簡の交換に関する件（同二五六）　三
○円借款の供与に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の二の書簡の交換に関する件（同二五七）　四
○保安林の指定をする件（農林水産一〇五六～一〇六二）　四
○保安林の指定を解除する件（同一〇六三～一〇七〇）　五
○高速自動車国道に関する件（国土交通四九九）　六
○都市計画に関する件（四国地方整備局三九）　六
〔国会事項〕
内閣　宮内庁　復興庁　法務省　財務省　運輸安全委員会　会計検査院　六
〔人事異動〕
〔官庁報告〕
官庁事項　八
保障契約証明書の無効について（中国運輸局）　九
労　働
最低工賃の改正決定に関する公示（東京労働局最低工賃公示一）　九
刑事補償法による補償決定の公示（鳥取地方裁判所米子支部）　一〇
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配五一）　一〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
登録政治資金監査人登録・登録抹消及び証票亡失関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一二
特殊法人等
独立行政法人国立印刷局の役員の任命関係　三〇
会社その他

詔書

日本国憲法第七条及び第四十六条並びに公職選挙法第三十二条によって、令和七年七月二十日に、参議院議員の通常選挙を施行することを公示する。

御名御璽

令和七年七月三日

内閣総理大臣　石破　茂

省令

○厚生労働省令第七十三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年七月三日

厚生労働大臣　福岡　資麿

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定薬物）	（指定薬物）
第一条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。	**第一条**　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。
一～四十六　（略）	一～四十六　（略）
四十七　七―アリル―Ｎ・Ｎ―ジエチル―四―（チオフェン―二―カルボニル）―四・六・六ａ・七・八・九―ヘキサヒドロインドロ［四・三―ｆｇ］キノリン―九―カルボキサミド及びその塩類	（新設）
四十八～九十七　（略）	四十七～九十六　（略）
九十八　二―（四―エトキシベンジル）―一―（エチルアミノ）エチル―五―ニトロベンズイミダゾール及びその塩類	（新設）
九十九～百三十五　（略）	九十七～百三十三　（略）
百三十六　二―シクロヘキシルアミノ―一―（三・四―メチレンジオキシフェニル）プロパン―一―オン及びその塩類	（新設）
百三十七～三百五十二　（略）	百三十四～三百四十九　（略）

附　則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

その他告示

○中央選挙管理会告示第十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定に基づき、令和七年七月二十日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における選挙長及びその職務代理者を次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定に基づき、告示する。

令和七年七月三日

中央選挙管理会委員長　古屋　正隆

氏名	住所の市区町村名まで
古屋　正隆	千葉県浦安市
笠置　隆範	東京都中野区

選挙長

選挙長の職務代理者

○中央選挙管理会告示第十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十六条の規定に基づき、令和七年七月二十日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額を次のとおり告示する。

令和七年七月三日

中央選挙管理会委員長　古屋　正隆

候補者一人につき　五千二百万円

○中央選挙管理会告示第十四号

令和七年七月二十日執行の参議院比例代表選出議員の選挙について、政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）第十四条第一項の規定に基づく各参議院名簿届出政党等の政見放送の日時を定めるくじを、次のとおり行う。

令和七年七月三日

中央選挙管理会委員長　古屋　正隆

日時　令和七年七月三日　午後八時

場所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館地下二階　総務省講堂

○外務省告示第二百五十五号

令和七年二月十七日にラマッラで、感染性廃棄物管理改善計画のための贈与に関する取極の修正に関する次の書簡の交換がパレスチナ解放機構との間に行われた。

令和七年七月三日

外務大臣　岩屋　毅

（パレスチナ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本長官は、感染性廃棄物管理改善計画の実施に寄与することを目的として行われる日本国の経済協力に関する二千二十三年二月十九日付けの交換公文に関し、千九百九十五年九月二十八日にワシントンで署名された西岸及びガザ地域に関するイスラエルとパレスチナとの間の暫定合意（以下「暫定合意」という。）に言及するとともに、暫定合意に基づいて設立されたパレスチナ暫定自治政府（以下「パレスチナ自治政府」という。）のために暫定合意に従って行動するパレスチナ解放機構（以下「ＰＬＯ」という。）に代わってＰＬＯの代表者と日本国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

前記の交換公文の２⑴中「十億六百万円（一、〇〇六、〇〇〇、〇〇〇円）」を「十二億三千三百万円（一、二三三、〇〇〇、〇〇〇円）」に改める。

本長官は、更に、この書簡及び日本国政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡がＰＬＯと日本国政府との間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二十五年二月十七日にラマッラで

パレスチナ解放機構
パレスチナ暫定自治政府のために
ワーエル・ザクート

パレスチナ関係担当大使兼
対パレスチナ暫定自治政府
日本国政府代表事務所長
荒池克彦閣下

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（パレスチナ側書簡）

本使は、更に、日本国政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が日本国政府とパレスチナ解放機構との間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二十五年二月十七日にラマッラで

パレスチナ解放機構
パレスチナ暫定自治政府のために
ワーエル・ザクート閣下

○外務省告示第二百五十六号

令和七年二月二十四日にカブールで、アフガニスタン・イスラム共和国における帰還民及び国内避難民受入れ地域における生計向上計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合難民高等弁務官事務所との間に行われた。

令和七年七月三日

外務大臣　岩屋　毅

1　協力の目的及び内容　帰還民及び国内避難民受入れ地域における生計向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　九億二千九百万円

3　贈与の供与期限　令和八年二月二十八日

4　署名者

日　本　側　黒宮貴義在アフガニスタン大使館大使

国際連合難民高等弁務官事務所側　アラファト・ジャマル在アフガニスタン事務所代表

令和七年七月三日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第二百五十七号

令和七年五月三十日に東京で、円借款の供与に関する次の二の書簡の交換がバングラデシュ人民共和国政府との間に行われた。

令和七年七月三日

外務大臣　岩屋　毅

（円借款の供与に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の交換公文）

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、バングラデシュ人民共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とバングラデシュ人民共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　六百億円（六〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、経済改革及び気候変動に対する強靱性強化のための開発政策借款として、バングラデシュ人民共和国政府による経済改革及び気候変動対策のための計画（以下「計画」という。）においてバングラデシュ人民共和国政府を支援することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、バングラデシュ人民共和国政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、バングラデシュ人民共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び借款の使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後二十年とする。

(b)　利子率は、年二パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後一年とする。

(2)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、バングラデシュ人民共和国政府の権限のある当局が、バングラデシュ人民共和国の経済の安定及び開発努力を促進することを目的として、将来行う予算支出（両政府の関係当局間で合意する表に掲げる生産物のためのものを除く。）を対象として使用に供される。

(2)　(1)に規定する表は、両政府の関係当局間の合意によって修正することができる。

4　バングラデシュ人民共和国政府は、バングラデシュ人民共和国政府の名義で開設される国家予算勘定に借款の円貨による支出額に相当する額をバングラデシュの通貨で振り替えるための措置をとる。このようにして振り替えられた額は、バングラデシュ人民共和国政府の国家予算に編入され、計画の実施を支援するために使用される。

5　バングラデシュ人民共和国は、借款に基づく生産物又は役務の調達が、ＪＩＣＡの調達のためのガイドラインであって、特に、国際競争入札の手続（当該手続が適用できない場合又は当該手続を適用することが適当でない場合を除き従うべき手続）を定めるものに従って実施されることを確保する。

6　バングラデシュ人民共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

7　バングラデシュ人民共和国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してバングラデシュ人民共和国において課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

8　バングラデシュ人民共和国政府は、借款が適正に、かつ、専ら3(1)に規定する予算支出のために使用されること及び軍事目的に使用されないことを確保するために必要な措置をとる。

9　バングラデシュ人民共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対して次のものを提供する。

(a)　借款の使用及び計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　借款及び計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及びバングラデシュ人民共和国政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十五年五月三十日に東京で

バングラデシュ人民共和国駐在
日本国特命全権大使　齋田伸一

日本国駐在
バングラデシュ人民共和国
特命全権大使
ムハンマド・ダウド・アリ閣下

（バングラデシュ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本使は、更に、バングラデシュ人民共和国政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十五年五月三十日に東京で

日本国駐在
バングラデシュ人民共和国
特命全権大使
ムハンマド・ダウド・アリ

バングラデシュ人民共和国駐在
日本国特命全権大使　齋田伸一閣下

（円借款の供与に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の交換公文）

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、バングラデシュ人民共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して

日本国政府の代表者とバングラデシュ人民共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　九百二十億七千七百万円（九二、〇七七、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、ジョイデプール－イシュルディ間鉄道複線化計画（第一期）（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、バングラデシュ人民共和国政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、バングラデシュ人民共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び借款の使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後二十年とする。

(b)　利子率は、年二パーセントとする。

(c)　(b)の規定にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用に供される場合には、当該一部に係る利子率は、年〇・六五パーセントとする。

(d)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後十年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境及び社会に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(d)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、バングラデシュ人民共和国の実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払であって、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために当該実施機関と当該供給者、請負業者又はコンサルタントとの間で締結されることのある契約に基づくものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、当該調達適格国において、当該調達適格国で生産される生産物又は当該調達適格国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　バングラデシュ人民共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務が、ＪＩＣＡの調達のためのガイドラインであって、特に、国際競争入札の手続（当該手続が適用できない場合又は当該手続を適用することが適当でない場合を除き従うべき手続）を定めるものに従って調達されることを確保する。

5　バングラデシュ人民共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してバングラデシュ人民共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためバングラデシュ人民共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　バングラデシュ人民共和国政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してバングラデシュ人民共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してバングラデシュ人民共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(c)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してバングラデシュ人民共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金

(d)　計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してバングラデシュ人民共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

8　バングラデシュ人民共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されること及び軍事目的に使用されないことを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びバングラデシュ人民共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正かつ効果的に維持され、及び使用されること並びに軍事目的に使用されず、及び他の融資の担保として使用されないことを確保すること。

9　バングラデシュ人民共和国政府は、次のことを行う。

(a)　日本国政府及びＪＩＣＡに対し、借款に基づいて建設される施設の所有権又は当該施設を管理し、若しくは運営する権利の全部又は一部の恒久的又は一時的な譲渡に関する情報を十分な余裕をもって提供すること。

(b)　要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、計画に関連するその他の情報（計画の実施の進捗状況についての情報及び資料を含むが、これらに限定されない。）を提供すること。

10　両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及びバングラデシュ人民共和国政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二十五年五月三十日に東京で

バングラデシュ人民共和国駐在
日本国特命全権大使　齋田伸一

日本国駐在
バングラデシュ人民共和国
特命全権大使
ムハンマド・ダウド・アリ閣下

（バングラデシュ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本使は、更に、バングラデシュ人民共和国政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二十五年五月三十日に東京で

日本国駐在
バングラデシュ人民共和国
特命全権大使
ムハンマド・ダウド・アリ

バングラデシュ人民共和国駐在
日本国特命全権大使　齋田伸一閣下

○農林水産省告示第千五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年七月三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　徳島県三好市東祖谷奥ノ井一二八の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年七月三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　徳島県三好市井川町釜谷七二二三の一、七二二三の二、七二三四の一、七二三五の一、七二三五の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年七月三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　徳島県名西郡神山町上分字立岩一〇九の一、字名一四二の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字立岩一〇九の一・字名一四二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年七月三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　徳島県三好市東祖谷落合六〇三の二、六〇三の三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年七月三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　徳島県名西郡神山町上分字殿宮一二五六、一二六三、一二七九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字殿宮一二五六・一二六三・一二七九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年七月三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　徳島県美馬市穴吹町古宮字田野内四五〇、四五一の一から四五一の三まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字田野内四五〇（次の図に示す部分に限る。）、四五一の一から四五一の三まで
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年七月三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　徳島県三好市東祖谷菅生五八五の一、六五〇の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年七月三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県井原市西江原町字鳥遷谷四八三一の二二・四八三一の二三・四八三一の二八から四八三一の三〇まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、四八三一の二五、四八三一の二七

(一)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(二)　解除の理由　道路用地とするため

(三)　解除に係る保安林の所在場所　岡山県井原市西江原町字鳥遷谷四八三一の二二・四八三一の二三・四八三一の二八から四八三一の三〇まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、四八三一の二五、四八三一の二七

(一)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(二)　解除の理由　道路用地とするため

(三)　解除に係る保安林の所在場所　岡山県井原市西江原町字鳥遷谷四八三一の二二・四八三一の二三・四八三一の二八から四八三一の三〇まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、四八三一の二五、四八三一の二七

(一)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(二)　解除の理由　道路用地とするため

(三)　解除に係る保安林の所在場所　岡山県井原市美星町黒忠字鎌ノ畔三九の二二

(一)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(二)　解除の理由　道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を岡山県庁及び井原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年七月三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県井原市美星町黒忠字鎌ノ畔三九の二二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年七月三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県神石郡神石高原町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を広島県庁及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年七月三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　秋田県由利本荘市鳥海町百宅字滝ノ上二六の三・二六の四・二七の四（以上三筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を秋田県庁及び由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年七月三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県東温市河之内字三本松乙一六三六の一七六、乙一六三六の一七九

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

四　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県東温市河之内字三本松乙一六二〇の二二九

五　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

六　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年七月三日

農林水産大臣　小泉進次郎

○国土交通省告示第四百九十九号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月三日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年七月三日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
東九州自動車道	宮崎県児湯郡新富町大字新田一七九三七番二〇から同県児湯郡新富町大字新田一七一八六番一二まで	令和七年七月四日六時

一　解除に係る保安林の所在場所　山口県山口市江崎字西三田ケ原一〇八九四の一・字向ケ浴一〇九六六の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県庁及び山口市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年七月三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道厚岸郡厚岸町光栄三七五の二・三七七の三（以上二筆国有林）

二　保安林として指定された目的　霧害の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年七月三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県塩尻市大字奈良井字観前一二三五の七四、一二三五の七六から一二三五の八〇まで、字糟沢甲二七四一の一二四

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

○四国地方整備局告示第三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年七月三日

四国地方整備局長　豊口　佳之

一　施行者の名称　高知県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十三年四国地方整備局告示第三十五号高知広域都市計画下水道事業浦戸湾東部流域下水道

三　事業施行期間　自平成二十三年三月三十一日至令和十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　昭和五十六年二月三日建設省告示第百十七号、昭和六十一年三月十八日建設省告示第六百七十六号、平成元年十二月一日建設省告示第千九百九十一号、平成五年八月十二日建設省告示第千六百九十一号、平成八年六月十一日建設省告示第千四百五十八号、平成十四年三月十一日四国地方整備局告示第二十二号、平成十六年六月三日四国地方整備局告示第五十九号、平成二十三年三月三十一日四国地方整備局告示第三十五号、平成二十七年四月九日四国地方整備局告示第六十八号、令和三年三月三十一日四国地方整備局告示第三十四号、令和六年一月十二日四国地方整備局告示第二号の事業地のうち、高知市高須字佐右衛門塩田南ノ丸の一部区域を削除し、高知市高須字長場江北ノ丸を追加する。

使用の部分　変更なし

国会事項

衆議院

辞令

（議事部副部長秘書課長事務取扱）衆議院参事　中居　健吾

憲政記念館長を命ずる　山本　麻美

衆議院常任委員会専門員に任命する

総務委員会専門員を命ずる

総務調査室長に充てる

地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別調査室長兼務を命ずる

（衆議院法制局第四部副部長第四部第二課長事務取扱）衆議院法制局参事　津田樹見宗

衆議院常任委員会専門員に任命する

文部科学委員会専門員を命ずる

文部科学調査室長に充てる

（衆議院法制局第二部長）同　藤井　宏治

衆議院常任委員会専門員に任命する

予算委員会専門員を命ずる

予算調査室長に充てる

（決算行政監視調査室首席調査員）衆議院調査局調査員　風間　義久

衆議院常任委員会専門員に任命する

決算行政監視委員会専門員を命ずる

決算行政監視調査室長に充てる

（議事部副部長議事部議事課長事務取扱）衆議院参事　日高　孝一

秘書課長事務取扱を命ずる

議事部議事課長事務取扱を免ずる

（調査局総括調整監）衆議院調査局調査員　近藤　弘康

衆議院参事に任命する

議事部副部長を命ずる

議事部議事課長事務取扱を命ずる

（管理部厚生課厚生主幹）衆議院参事　髙野　順二

議事部資料課長を命ずる

（調査局総務課長）衆議院調査局調査員　辻岡　美夏

衆議院参事に任命する

委員部副部長を命ずる

委員部総務課長事務取扱を命ずる

（庶務部人事課長）衆議院参事　吉田　一路

委員部副部長を命ずる

委員部議院運営課長事務取扱を命ずる

（委員部調査課調査主幹）同　北村　英隆

委員部総務課総務主幹を命ずる

（委員部調査課長）同　野一色裕二
委員部第一課長を命ずる
（情報監視審査会事務局総務課長）同　本多　基宏
委員部第二課長を命ずる
委員部第三課長兼務を命ずる
（国際部総務課議員外交支援室長）同　中川　浩史
委員部第六課長を命ずる
委員部第七課長兼務を命ずる
（委員部総務課長）同　高橋　裕介
委員部調査課長を命ずる
（委員部議院運営課兼議事部議事課）同　畠山　利行
委員部調査課調査主幹を命ずる
（憲法審査会事務局総務課長）同　髙森　雅樹
庶務部副部長を命ずる
憲法審査会事務局総務課長事務取扱を命ずる
（庶務部文書課長）同　濵島　幸男
庶務部議員課長を命ずる
（庶務部広報課兼庶務部議員課）同　宮澤　武範
庶務部議員課企画調整主幹を命ずる
（法務調査室首席調査員）衆議院調査局調査員　平子　由美
衆議院参事に任命する
庶務部文書課長を命ずる
（庶務部議員課長）衆議院参事　竹内　聡子
庶務部人事課長を命ずる
（庶務部営繕課）同　曽根　猛
庶務部営繕課契約監理主幹を命ずる
（安全保障調査室次席調査員）衆議院調査局調査員　長田　健
衆議院参事に任命する
庶務部営繕課ＰＦＩ推進室長を命ずる
（委員部副部長委員部議院運営課事務取扱）衆議院参事　飯嶋　正雄
管理部副部長を命ずる
（管理部管理課）同　中野　裕隆
管理部管理課総務主幹を命ずる
（国土交通調査室次席調査員）衆議院調査局調査員　坂本　峰利
衆議院参事に任命する
管理部議員会館課総務主幹を命ずる
（庶務部営繕課ＰＦＩ推進室長）衆議院参事　山岸　広史
管理部自動車課長を命ずる
（管理部自動車課総務主幹）同　今井　一晶
管理部業務課長を命ずる
（国際部副部長国際部総務課長事務取扱）同　佐藤　浩
国際部総務課長事務取扱を免ずる
（議事部資料課長）同　田家裕一郎
国際部副部長を命ずる
国際部総務課長事務取扱を命ずる
（外務調査室）衆議院調査局調査員　新井　洋匡
衆議院参事に任命する
国際部総務課議員外交支援室長を命ずる
（管理部副部長管理部自動車課長事務取扱）衆議院参事　近藤　英之
憲法審査会事務局次長を命ずる
（委員部第六課長兼委員部第七課長）同　饗庭　建司
情報監視審査会事務局総務課長を命ずる
（委員部副部長委員部第一課長事務取扱）同　平井　俊紀
衆議院調査局調査員に任命する
調査局総括調整監を命ずる
（調査局総務課総務主幹）衆議院調査局調査員　辻本　考一
調査局総務課長を命ずる
（予算調査室兼議事部資料課）衆議院調査局調査員兼衆議院参事　河野　真吾
調査局総務課総務主幹を命ずる
衆議院参事兼任を免ずる
（農林水産調査室次席調査員）衆議院調査局調査員　遠藤　賢一
内閣調査室次席調査員を命ずる
地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別調査室次席調査員兼務を命ずる
（法務調査室）同　中村竜太郎
法務調査室次席調査員を命ずる
（委員部第二課長兼委員部第三課長）衆議院参事　田中　勇毅
衆議院調査局調査員に任命する
外務調査室首席調査員を命ずる
（外務調査室次席調査員）衆議院調査局調査員　大内　亘
財務金融調査室首席調査員を命ずる
（文部科学調査室）同　入戸野弥生
文部科学調査室次席調査員を命ずる
（農林水産調査室）同　信太　道子
農林水産調査室次席調査員を命ずる
（内閣調査室次席調査員）同　若林　茂一
国土交通調査室次席調査員を命ずる
（管理部議員会館課総務主幹）衆議院参事　浦辺　哲矢
衆議院調査局調査員に任命する
安全保障調査室次席調査員を命ずる
（第一特別調査室首席調査員）衆議院調査局調査員　周藤　英
国家基本政策調査室首席調査員を命ずる
北朝鮮による拉致問題等に関する特別調査室首席調査員兼務を命ずる
（第三特別調査室次席調査員）同　今井　芳子
国家基本政策調査室次席調査員を命ずる
北朝鮮による拉致問題等に関する特別調査室次席調査員兼務を命ずる
（庶務部営繕課契約監理主幹）衆議院参事　山田　弘明
衆議院調査局調査員に任命する
予算調査室首席調査員を命ずる
（庶務部議員課企画調整主幹）同　草野　知洋
衆議院調査局調査員に任命する
決算行政監視調査室首席調査員を命ずる
（第一特別調査室次席調査員）衆議院調査局調査員　志村慶太郎
第一特別調査室首席調査員を命ずる
（文部科学調査室次席調査員）同　髙橋　剛
第一特別調査室次席調査員を命ずる
（国家基本政策調査室首席調査員兼北朝鮮による拉致問題等に関する特別調査室首席調査員）同　江成　友幸
第三特別調査室長を命ずる
（国家基本政策調査室次席調査員兼北朝鮮による拉致問題等に関する特別調査室次席調査員）同　安堂　恭子
第三特別調査室次席調査員を命ずる
北朝鮮による拉致問題等に関する特別調査室次席調査員兼務を免ずる
（憲法審査会事務局次長）衆議院参事　白藤　知木
（管理部副部長）同　原田　健成
衆議院法制局へ出向を命ずる（各通）（以上七月一日）

衆議院法制局

辞令

（憲法審査会事務局次長）衆議院参事　白藤　知木
衆議院法制局参事に任命する
第二部長を命ずる
（管理部副部長）同　原田　健成
衆議院法制局参事に任命する
法制主幹を命ずる
（第一部第二課長）衆議院法制局参事　笠松　珠美
法制企画調整部総務課長を命ずる
（第三部第一課調整主幹）同　石引　康裕
第一部第二課長を命ずる
（法制企画調整部総務課長）同　中谷　幸司
第四部第一課長を命ずる
（第四部長第四部第一課長事務取扱）同　片山　敦嗣
第四部第二課長事務取扱を命ずる
第四部第一課長事務取扱を免ずる
（第四部第一課調整主幹）同　小野寺容資
法制企画調整部調査課調整主幹を命ずる
（衆議院法制局参事）瀬川　謙一
第二部第二課調整主幹を命ずる
同　梅本　章太
第三部第一課調整主幹を命ずる
（第二部第二課調整主幹）衆議院法制局参事　皆川　治之
第四部第二課調整主幹を命ずる
（法制主幹）同　浅見　剛成
裁判官訴追委員会事務局に出向させる（以上七月一日）

参議院

参議院事務局事務分掌規程の一部を改正する規程

参議院事務局事務分掌規程の一部を改正する規程は、令和七年六月二十五日次のとおり決定された。

参議院事務局事務分掌規程の一部を改正する規程

参議院事務局事務分掌規程（昭和五十四年七月十九日事務総長決定）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第一条～第三十八条　〔略〕 （議員課） **第三十九条**　議員課においては、次の事務をつかさどる。 一～八　〔略〕 九　国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律に定める調査研究広報滞在費の報告書及び領収書等の写しの受理及び公開に関すること。 十～十五　〔略〕 **第四十条～第五十五条**　〔略〕	**第一条～第三十八条**　〔略〕 （議員課） **第三十九条**　議員課においては、次の事務をつかさどる。 一～八　〔略〕 〔号を加える。〕 九～十四　〔略〕 **第四十条～第五十五条**　〔略〕

備考　表中の〔　〕の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この規程は、令和七年七月一日から施行する。

裁判官訴追委員会

辞令

（事務局長）裁判官訴追委員会参事　山本　麻美

（事務局次長総務・事案課長事務取扱）同　樫野　一穂

願により本職を免ずる（各通）（六月三十日）

衆議院法制局参事　浅見　剛成

裁判官訴追委員会参事に任命する

事務局長を命ずる

裁判官訴追委員会参事に任命する

事務局次長を命ずる

総務・事案課長事務取扱を命ずる（以上七月一日）　熊谷功太郎

人事異動

内閣

○外務大臣臨時代理　国務大臣　林　芳正

外務大臣岩屋毅海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する　同

内閣府特命担当大臣赤澤亮正帰朝につき内閣府特命担当大臣（経済財政政策）事務代理を免ずる（以上六月三十日）　内閣府特命担当大臣　平　将明

サイバー安全保障を担当させる　増　一行

内閣サイバー官に任命する　飯田　陽一

判事兼簡易裁判所判事に任命する　山田　裕文

（仙台高等裁判所判事）判事　小田誉太郎

（福島家庭裁判所判事兼福島地方裁判所判事）同　園田　稔

簡易裁判所判事に兼ねて任命する（各通）

（大阪高等裁判所判事・大阪簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　橋本　都月

願に依り本官並びに兼官を免ずる（以上七月一日）

宮内庁

（管理部庭園課長）内閣府技官　関根　達郎

環境省に出向させる（六月三十日）

（環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室長）環境技官　宇賀神知則

内閣府技官（管理部庭園課長）に転任させる（七月一日）

復興庁

（統括官付参事官）復興事務官　鹿嶋　弘律

農林水産省に出向させる（六月三十日）

法務省

（東京地方検察庁検事兼法務省刑事局付）検事兼法務事務官　関野　裕人

水戸地方検察庁検事に配置換する

水戸地方検察庁下妻支部勤務を命ずる

法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する（六月二十八日）

（福岡区検察庁副検事）副検事　松島　隆二

（松山区検察庁副検事）同　城戸　賢蔵

辞職を承認する（各通）

小川　玲子　蘭　信三

小林　七郎　髙橋　太郎　須田　洋平

広津　佳子　森岡　仙太　奥田　沙織

難民審査参与員に任命する（各通）（以上六月三十日）

財務省

（主計局次長）財務事務官　前田　努

大臣官房総括審議官を命ずる

（名古屋国税局長）同　湯下　敦史

大臣官房政策立案総括審議官を命ずる

兼ねて大臣官房審議官を命ずる　一松　旬

（大臣官房付兼大臣官房審議官）同

大臣官房審議官を命ずる

兼ねて大臣官房公文書監理官を命ずる

大臣官房審議官兼務を免ずる

（大臣官房付）同　渡辺　公徳

（関東信越国税局長）同　岩佐　理

大臣官房審議官を命ずる（各通）

（主税局参事官）同　細田　修一

大臣官房審議官を命ずる

兼ねて主税局参事官を命ずる

（総務省大臣官房審議官）総務事務官　原嶋　清次

兼ねて財務事務官に任命する

兼ねて大臣官房審議官兼大臣官房審議官を命ずる

（総務省大臣官房審議官）総務事務官兼財務事務官　阿向泰二郎

財務事務官・大臣官房審議官兼務を免ずる

（内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官）内閣府事務官　林田　雅秀

財務事務官に任命する

大臣官房参事官を命ずる

（内閣官房内閣審議官）内閣事務官　吉沢浩二郎

財務事務官に任命する

主計局次長を命ずる

（大臣官房総括審議官）財務事務官　寺岡　光博

関税局長を命ずる

（大臣官房付）同　井口　裕之

理財局長を命ずる

（同）同　柴田　智樹

理財局次長を命ずる

（国際局次長兼大臣官房審議官）同　緒方健太郎

国際局長を命ずる

兼ねて国際局次長事務取扱を命ずる

大臣官房審議官兼務を免ずる

（大臣官房公文書監理官）同　奈良井　功

名古屋税関長を命ずる

（内閣官房内閣審議官）内閣事務官　江島　一彦

国税庁長官を命ずる

（関税局長）財務事務官　高村　泰夫

内閣官房に出向させる

（大臣官房参事官）同　鈴木　孝介

内閣府に出向させる

（大臣官房審議官）　同　森田　稔
デジタル庁に出向させる
（大臣官房政策立案総括審議官）
同　渡邊　輝
国土交通省に出向させる
（大臣官房審議官）　同　田原　芳幸
（同）　同　藤崎　雄二郎
（理財局次長）　同　辻　貴博
国税庁に出向させる（各通）
（理財局長）　同　窪田　修
（国際局長）　同　土谷　晃浩
国税庁長官　奥　達雄
願により本官を免ずる（各通）
日比野　隆司
日本銀行参与に任命する（以上七月一日）

運輸安全委員会

（事務局長）　国土交通事務官　藤原　威一郎
国土交通省に出向させる
（独立行政法人国際観光振興機構理事長代理）　高橋　広治
国土交通事務官（事務局長）に採用する
（事務局首席鉄道事故調査官）
国土交通技官　平石　正嗣
国土交通省に出向させる
（国土交通省鉄道局安全監理官）
同　竹島　晃
事務局首席鉄道事故調査官に転任させる（以上七月一日）

会計検査院

（事務総長官房審議官（第三局担当））会計検査院事務官　坂本　周大
辞職を承認する（六月三十日）
（国家公務員共済組合連合会常務理事）　谷野　正明
会計検査院事務官（事務総長官房審議官）に採用する
第三局担当を命ずる
（国土交通省大臣官房付）　国土交通技官　重高　浩一
会計検査院技官兼事務官（事務総長官房技術参事官）に転任させる
（事務総長官房技術参事官）会計検査院技官兼事務官　服部　司
国土交通省に出向させる
（事務総長官房能力開発官付総括副長）会計検査院事務官　辻　裕美
事務総長官房総務課企画官に昇任させる
第二局担当を命ずる（以上七月一日）

官　庁　報　告

官　庁　事　項

保障契約証明書の無効について

次の保障契約証明書は、滅失したことにより船舶油濁等損害賠償保障法第五十二条において準用する第十七条第四項に基づく再交付を行ったので、当該保障契約証明書が先に記載の失効年月日以降無効となったことを同法施行規則第十三条第三項の規定に基づき、公示する。

令和七年七月三日　　中国運輸局長　金子　修久

保障契約証明書番号	船　名	船舶番号又は信号符字	国　籍	交付年月日	失効年月日
ＷＲ－ＣＧ－25－000104	春光丸	131736	日本	令和七年一月三十日	令和七年六月九日

労　働

最低工賃の改正決定に関する公示

東京労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、東京都電気機械器具製造業最低工賃（令和４年東京労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

令和７年７月３日　　東京労働局長　増田　嗣郎

東京都電気機械器具製造業最低工賃

1　適用する家内労働者　東京都の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者

2　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品　目	工　程	規　格	金　額
電気部品（プリント基板に用いるものに限る。）	整形のうち、足の曲げ	２本のリード線について行うもの	１個につき１円42銭
プリント基板	部品の差し		１個につき１円47銭
	部品の差し、折り曲げ及び切り		１個につき２円83銭
	部品の差し、折り曲げ、切り及び手はんだ		１個につき６円79銭
	ＩＣの差し	足の本数が28本以下のもの	１個につき２円88銭
		足の本数が30本以上のもの	１個につき３円67銭
	マスキング（後付け部品のための穴にテープを貼ることをいう。）	テープの幅６ミリメートル以下、長さ30ミリメートル以上70ミリメートル以下について行うもの	１か所につき１円02銭
コネクター	差し（リード線又はシールド線の端末に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう。）		１端子につき91銭
シールド線	端末加工（表面の絶縁被覆部分が剥ぎ取り済みとなっているシールド線の一端について、アース線をより分けてよじり、芯線の絶縁被覆を剥ぎ取った後、当該アース線及び芯線の端末をはんだ付けすることをいう。）	１芯で、かつ、15センチメートル以上の長さのシールド線について行うもの	１か所につき５円46銭
	チューブ挿入（端末加工の途中又は終了したシールド線の一端について、よじり済みのアース線にビニールチューブを通した後、固定用チューブを通し、加熱して密着させることをいう。）	15センチメートル以上の長さのシールド線について行うもの	１本につき３円11銭
スライドスイッチ	端子差し	単独又は２以上連結した端子	１差しにつき１円19銭

4　効力発生の日　令和７年８月２日

公　告

諸　事　項

登録政治資金監査人登録公告

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

令和七年七月三日

政治資金適正化委員会委員長　野々上　尚

登録番号	登録年月日	氏名
六二八九	七、五、九	澤田　秀泰
六二九〇	七、五、九	亀村　悠真
六二九一	七、五、二三	鈴木　正幸
六二九二	七、五、二三	玉井　靜雄
六二九三	七、五、二三	山田　一義
六二九四	七、五、二三	高橋　尚

登録政治資金監査人登録抹消公告

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

令和七年七月三日

政治資金適正化委員会委員長　野々上　尚

登録番号	氏名	抹消年月日	抹消事由
四九一	齊藤　靖二	七、二、十二	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
七六八	井上　一義	七、五、二三	本人からの申請
七八七	髙田　照久	五、五、二四	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
一六四三	小島　昇	七、五、二三	本人からの申請
二〇三八	清水　規廣	七、五、二三	本人からの申請
二〇九三	有賀　武夫	七、五、二三	本人からの申請
二一七〇	國富　橿雄	七、一、二六	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
二二三五	大草　豊	七、五、二三	本人からの申請

登録政治資金監査人証票亡失公告

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）第二十九条第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、次のとおり公告する。

令和七年七月三日

政治資金適正化委員会委員長　野々上　尚

登録番号	氏名	登録政治資金監査人証票の番号	亡失年月日
三九六一	小林　勉	八三〇五	七、四、一

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

相続権主張の催告

失踪宣告

失踪宣告取消

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１００１号

広島県東広島市豊栄町清武2924番地の１

清算株式会社　株式会社エイチアールイー

１　決定年月日　令和７年６月20日

２　主文　本件特別清算手続を終結する。

広島地方裁判所民事第４部

令和７年（ヒ）第１００２号

広島県東広島市豊栄町清武2923番地２

清算株式会社　株式会社ＫＭコーポレーション

１　決定年月日　令和７年６月20日

２　主文　本件特別清算手続を終結する。

広島地方裁判所民事第４部

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止
給与所得者等再生による再生手続開始
給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取
給与所得者等再生による再生計画認可
所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

独立行政法人国立印刷局公告

独立行政法人国立印刷局の役員の任命

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第20条第４項の規定に基づき、独立行政法人国立印刷局の役員を任命したので、同条第５項の規定に基づき公表する。

令和７年７月３日

独立行政法人国立印刷局
理事長　大津　俊哉

鈴木　康晴

独立行政法人国立印刷局理事に任命する
（令和７年７月１日）

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　千葉日報
掲載の日付　令和七年六月十二日
掲載頁　十七頁

（乙）掲載　千葉日報
掲載の日付　令和七年六月十二日
掲載頁　十七頁

令和七年七月三日

千葉県松戸市八ケ崎二丁目三九番地三
（甲）株式会社インザイベジフル
代表取締役　田中　俊夫

千葉県松戸市八ケ崎二丁目三九番地九
（乙）株式会社インザイパックセンター
代表取締役　齊藤　隆

合併公告

左記会社は、合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は、令和七年八月二十一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十日
掲載ページ　九十八頁（号外第一三八号）

令和七年七月三日

滋賀県彦根市西今町一番地
（甲）株式会社平和堂
代表取締役　平松　正嗣

京都府舞鶴市南浜町二七番地五
（乙）株式会社エール
代表取締役　北川　嘉嗣

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年八月五日であり、組織変更後の商号は株式会社アルファインターナショナルとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月三日

群馬県太田市古戸町一〇一九番地
合同会社Y&N
代表社員　森岡ヨシオ

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ヨコタトレーディングカンパニーとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月三日

埼玉県比企郡川島町大字下大屋敷二八〇番地一
合同会社ヨコタトレーディングカンパニー
代表社員　佐藤　雄一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月三日

東京都世田谷区池尻一丁目七番六―六〇二号
合同会社ボンテンポ
代表社員　稲垣　勉

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、組織変更後の商号はグローバル人材バンク株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月三日

東京都荒川区東日暮里五丁目四五番一〇号
能美ビル八F
グローバル人材バンク合同会社
代表社員　金　石峰

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月三日

名古屋市東区泉一丁目一五番二三号チサンマンション栄リバーパーク七〇三号
合同会社オフィス林
代表社員　林　良美

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百六十一万二千円減少し、九千三十八万八千円とすることにいたしました。

効力発生日は、令和七年八月五日であり、取締役会決議は、令和七年六月二十七日に終了しております。なお、減資は、会社法第四四七条第三項の規定に基づき、取締役会の決議により実施するものであり、株主総会決議は実施いたしません。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内（令和七年七月四日まで）にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年七月三日

東京都八王子市南浅川町三四二六番地
株式会社うかい
代表取締役社長　紺野　俊也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年七月三日

東京都中央区入船一丁目四番八号
株式会社スペースエージェント
代表取締役　福島　綾

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億一千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年七月三日

新潟県長岡市千手一丁目三番一五号
有限会社山村開発
取締役　荒木　正和

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金二千万円減少し金百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月三日

愛知県瀬戸市熊野町八三番地の一九．一階
ＯＲＩＮＡＳ合同会社
代表社員　安藤　知子

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年五月三十一日を効力発生日とし、株式会社雄則社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）により資本準備金の額が増加しましたので、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月二十七日
掲載頁　一九二頁（号外第一四六号）

令和七年七月三日

東京都大田区鵜の木二丁目四〇番五号
丸澤機工株式会社
代表取締役　谷島　雄

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月三日

東京都中央区日本橋横山町九番一五号
株式会社宇都宮山三
代表取締役　青木　邦之

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月三日

東京都港区北青山一丁目四番四号
ビーエスエル・インシュアランス株式会社
代表取締役　中島　賢三

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会において、令和七年七月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することを決議しましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月三日

東京都昭島市代官山二丁目一〇番一号
アーバンリゾーツ昭和の森株式会社
代表取締役　鏑木　政俊

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月三日

東京都目黒区東山一丁目一番二号東山ビル

東山産業株式会社

代表取締役　松田　直樹

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会において、令和七年七月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することを決議いたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月三日

東京都昭島市代官山二丁目三番一号

昭和の森綜合サービス株式会社

代表取締役社長　佐藤　剛

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月三日

東京都豊島区東池袋一丁目一三番一四号

東邦有機株式会社

代表取締役　和田　桂子

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月三日

横浜市栄区上郷町一七六一番地

大洋石油ガス株式会社

代表取締役　池野　弘久

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月三日

大阪府東大阪市高井田西五丁目四番三一号

株式会社大鋲商店

代表取締役　黒田　親孝

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月三日

大阪府東大阪市高井田西五丁目四番三一号

株式会社大東ゴルフ練習場

代表取締役　黒田　雛

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月三日

大阪市中央区安土町一丁目四番一〇号

ケイティーティー貿易株式会社

代表取締役　脇　豊樹

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月三日

和歌山市出口甲賀丁五〇番地

和歌山警備保障株式会社

代表取締役　重根　一真

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月三日

愛媛県松山市大手町一丁目七番地六

くみあい船舶株式会社

代表取締役　向江　信孝

権利義務承継公告

ぐんま酪農業協同組合（甲）及び群馬県牛乳販売農業協同組合連合会（乙）は、甲は令和七年六月三十日、乙は同六月二十七日にそれぞれ通常総会を開催し、農業協同組合法第七十条の規定に基づき、乙の権利義務一切を甲が承継して、乙は解散することを決議しました。

この決議に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。期限までに申し出がない場合は異議なきものとみなしますのでご了承願います。

以上、農業協同組合法第七十条第二項及び第六十五条第四項で準用する同法第四十九条第二項の規定により公告します。

なお、同条項が規定する貸借対照表は、甲、乙それぞれの主たる事務所に備えております。

令和七年七月三日

群馬県前橋市二之宮町一四四八番地

（甲）ぐんま酪農業協同組合

代表理事組合長　小林　幹男

群馬県前橋市二之宮町一四四八番地

（乙）群馬県牛乳販売農業協同組合連合会

代表理事会長　林　康夫

訂正公告

令和七年六月二十三日（号外第一三九号）掲載の第二期決算公告（枠組）中、株主資本「83,707」とあるは「297,448」の誤りにつき訂正します。

令和七年七月三日

東京都中央区日本橋兜町五番一号兜町第一平和ビル三Ｆ

Ｔ＆Ｄリスクソリューションズ株式会社

代表取締役　儀賀　信利

訂正公告

令和七年六月十二日（号外第一三〇号）掲載の第二期決算公告（枠組）及び令和七年六月二十五日掲載の資本金及び準備金の額の減少公告中、住所「大阪市北区曾根崎新地二丁目六番四号」とあるは「大阪市北区曽根崎新地二丁目六番二四号」の誤りにつき訂正します。

令和七年七月三日

大阪市北区曽根崎新地二丁目六番二四号

株式会社ＳＡＫＩＹＯＭＩ

代表取締役　吉田　睦史

正　誤

ページ	段	行	誤	正
一一	下	終りから三	第五十六条	**第五十六条**

令和七年六月十八日（号外第百三十四号）公布法律第六十九号（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律）

（印刷誤り）